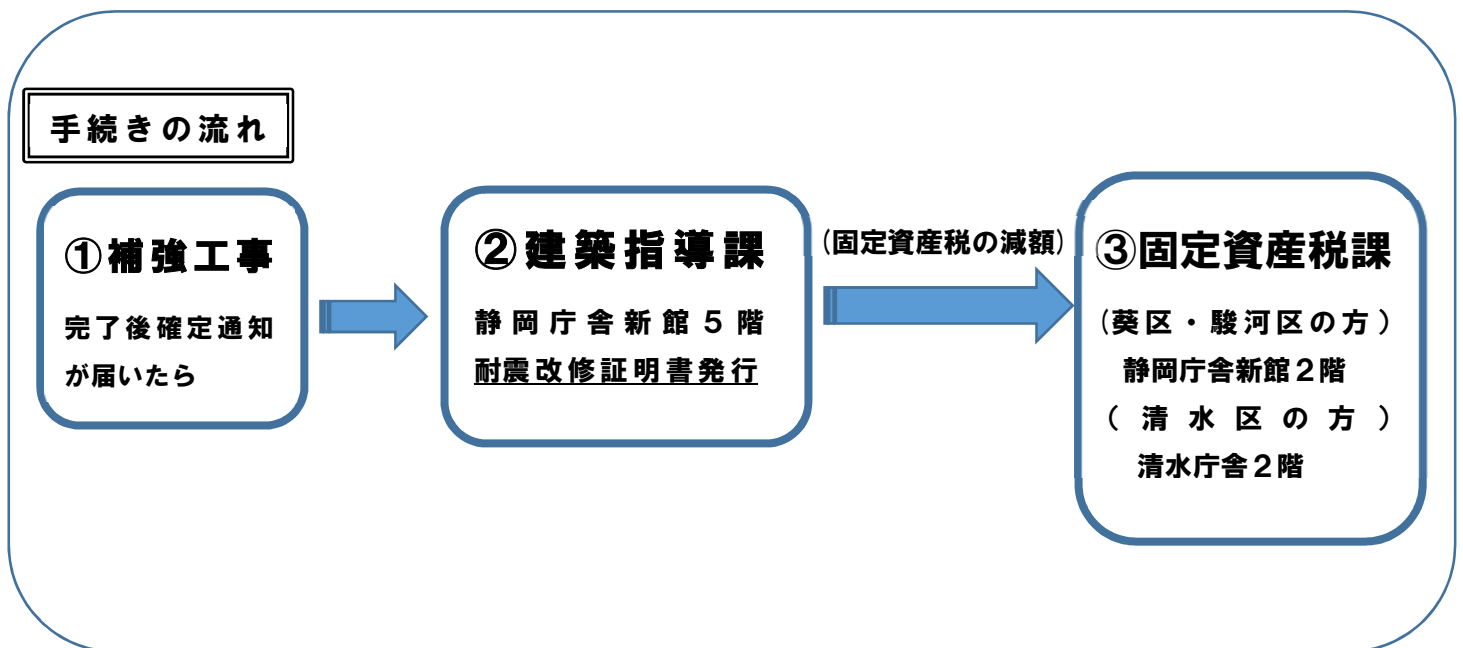


# 令和4年度 静岡市木造住宅耐震補強事業を利用し耐震改修をした方へ

住宅耐震改修を行うと固定資産税の減額が受けられます。(裏面参照)

また、上記減額を受ける際、耐震改修証明書が必要となります。



## ●住宅耐震改修証明書の発行手続きについて

持参書類等	<p>《申請者本人が発行手続きに来られる場合》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 耐震補強計画費 と 耐震補強工事費の<u>各領収書</u> (写しでも可)</li><li>② 申請者の住所・氏名が確認できる書類 (免許証・保険証・住民票等)</li><li>③ 申請者本人の<u>印鑑</u> (認印でも可)</li></ul> <p>《本人以外が発行手続きに来られる場合》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>④ 上記①～③の書類等</li><li>⑤ 代理者の住所・氏名が確認できる書類 (免許証・保険証・住民票等)</li></ul>
手続き内容	<p>申請書 (建築指導課窓口に用意) に必要事項を記入・押印し発行。 (静岡市手数料条例に基づき、<u>発行手数料一通 300円</u>がかかります。)</p> <p>※固定資産税額の減額用と所得税額の控除用では、それぞれ証明書が必要となります。</p>
手続き場所	静岡市役所 建築指導課 (静岡庁舎新館5階) TEL : 054-221-1124

※ 耐震改修を証明する書類 (増改築等工事証明書) は下記の機関でも発行できます。

○登録建築士事務所 ○指定確認検査機関 ○登録住宅性能評価機関 ○住宅瑕疵担保責任保険法人

## ●住宅耐震改修に伴う固定資産税減額措置の手続きについて

減額の対象	① 昭和 57 年 1 月 1 日以前から静岡市内に所在する住宅 ② 現行の耐震基準に適合する耐震改修が行われた住宅 (静岡市の耐震補助金を受けていれば該当します。) ③ 耐震改修工事費が 50 万円超であった住宅
減額の内容	平成 25 年 1 月 1 日～ <u>令和 6 年 3 月 31 日まで</u> に耐震改修完了 耐震改修が完了した年の翌年度分の固定資産税(家屋)が <u>1 年間 1/2 に減額</u> 減額対象床面積は、1 戸当たり <u>120 m<sup>2</sup>まで</u>
持参書類	① <u>住宅耐震改修証明書(※)</u> ② 耐震補強工事費の領収書
手続き方法	耐震基準適合住宅申告書(各市税事務所窓口にて用意)に上記の書類を添付して <u>耐震改修が完了した日(※1)から 3 ヶ月以内</u> に申告してください。
手続き場所	葵区 駿河区 静岡庁舎新館 2 階 固定資産税課 葵区の方 家屋第 1 係 TEL: 054-221-1047 駿河区の方 家屋第 2 係 TEL: 054-221-1547 清水区 清水庁舎 2 階 清水市税事務所 家屋係 TEL: 054-354-2082

## ●住宅耐震改修に伴う所得税額の特別控除の手続きについて

控除対象者	① 昭和 56 年 5 月 31 日以前から静岡市内に所在する住宅 ② 耐震改修費用を支払った者が、耐震改修した住宅に <u>自ら居住していること</u> ③ 平成 25 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に現行の耐震基準に適合する耐震改修が行われた住宅(静岡市の補助金を受けていれば該当します。)
控除の内容	平成 26 年 4 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日まで耐震改修完了 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用額から補助金の額を控除した金額の <u>10% (25 万円を上限)</u> がその年分の所得税から控除されます。 ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで、耐震改修完了した住宅につきましては、上記控除額と異なるため各税務署へお問い合わせください。
手続き方法	所得税額の特別控除には、 <u>住宅耐震改修証明書(※2)</u> が必要となります。 その他必要書類は、各税務署へお問い合わせください。
問い合わせ	静岡税務署(静岡市葵区追手町 10-88) TEL: 054-252-8111 清水税務署(静岡市清水区江尻東一丁目 5-1) TEL: 054-366-4161

(※1) 完了日とは補助対象部分の工事完了日です。補助対象の補強工事と合わせてリフォーム等を行っている場合は、ご注意ください。完了日については申請された「完了実績報告書」の「2 事業完了年月日」をご覧ください。

(※2) 住宅耐震改修証明書は、静岡市建築指導課で申請手続きをしてください。

静岡市役所 建築指導課 安全推進係(静岡庁舎新館 5 階) TEL: 054-221-1124